

## 平成29年度 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居支援事業 実施事業者 募集要項

### 1 事業概要

低額所得者、高齢者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者<sup>(※)</sup>は、住宅の確保が困難となる場合が多い。そこで、住宅確保要配慮者に対する住宅相談並びに入居可能な民間賃貸住宅情報の提供及びあっせんから、入居後の支援に至るまでの一連の支援活動について、NPO等の民間団体と本協議会・行政等が連携して取り組む事業を実施し、その成果や課題等について取りまとめ、今後の県内の居住支援活動の普及に繋げる。

※住宅確保要配慮者：住宅セーフティネット法（平成19年法律第112号）第1条に規定されている低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者

### 2 事業期間

実施事業者決定日から平成30年2月28日

### 3 応募要件

以下の要件がすべて当てはまっていること

- ①応募しようとする団体の活動業務のなかに、県内の住宅確保要配慮者の居住相談・支援活動等が含まれていること
- ②過去に上記①の相談・支援活動等の実績があること
- ③常時相談対応可能な体制が整っていること
- ④個人情報保護規程等が整備され、適切に管理されていること

### 4 選定方法等

- ①応募者は、別添様式に必要事項記載し、事務局に提出すること。
- ②本協議会居住支援部会から選出された部会員及び事務局で構成する選定会議による審査を経て、実施団体を決定する。
- ③実施団体として選定された事業者は、別途定める仕様書に基づいて、本事業を実施する。

### 5 事業内容

- ①低額所得者、高齢者、ひとり親世帯等住宅確保要配慮者向け居住相談事業の実施。（相談内容に応じて、住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業物件及びかながわあんしん賃貸住宅登録物件の紹介等も実施。）
- ②相談から入居に至った事例について支援方法の検証を行う。
- ③必要に応じて、本協議会居住支援部会に出席し、事例報告を行う。

④事業実施内容の成果や課題等を取りまとめた報告書の作成。

6 スケジュール

- ・平成29年 6月20日～7月11日 実施事業者公募
- ・ 7月中旬 選定会議の開催
- ・ 8月1日～（予定） 事業者決定（5事業者まで）  
事業実施（委託業務開始）  
《必要に応じて部会で報告》
- ・平成30年 2月20日 相談事業終了
- ・平成30年 2月28日 報告書提出（委託業務終了）

(様式)

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居支援 実施事業者  
申込用紙

名 称	
代表者名	
担当者名	
所在地	
連絡先	TEL
	FAX
	E-mail
主な支援活動 対象	高齢者 ・ 障害者 ・ 外国人 子育て ・ 低所得者 ・ その他 ( )
現在の活動内 容	
活動実績 (代 表的なもの及 び居住相談等 に関するもの)	【代表的な実績】  【居住相談等】
添付資料 (□にチェックし てください)	<input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 個人情報保護規程・方針等 <input type="checkbox"/> 組織図等、事業実施体制が分かる書類 <input type="checkbox"/> 昨年度の事業・決算報告及び今年度の事業計画・予算